（様式３）

特定委託業務共同企業体協定書

　（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

　一　「ふくい食輸出サポートセンター」発注に係る令和７年度海外における食の営業代行業務（カンボジア）委託（当該委託内容の変更に伴う委託を含む。以下「委託業務」という。）

　二　前号に附帯する事業

　（名称）

第２条　当共同企業体は○○（任意の名称）特定委託業務共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

　（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○（住所）に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、委託業務契約（以下「契約」という。）の履行完了後１ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　委託業務を受注できなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該契約が締結された日に解散するものとする。

　（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　住　所

　　　　名　称

　　　　住　所

　　　　名　称

　　　　・・・（構成企業を列記してください）

　（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○（企業名）を代表者とする。

　（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、契約の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料（前払金及び　部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　（運営委員会）

第８条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに契約の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、委託業務の完了にあたるものとする。

　（構成員の責任）

第９条　各構成員は、契約の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第10条　当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

　（決算）

第11条　当企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

　（欠損金の負担の割合）

第12条　決算の結果欠損金を生じた場合には、代表者が欠損金を負担するものとする。

　（権利義務の譲渡の制限）

第13条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

　（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第14条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が委託業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して委託業務を完了する。

　（構成員の除名）

第15条　当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項を準用するものとする。

　（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第16条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第14条第２項を準用するものとする。

　（代表者の変更）

第17条　代表者が脱退し、若しくは除名された場合、又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

　（解散後の瑕疵担保責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、当該委託業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　（協定書に定めのない事項）

第19条　本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○（企業名）外○社は、上記のとおり特定委託業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

　　　　　令和　　年　　月　　日

住　所：

企　業：

代表者：　　　　　　　　　　　　　　印

住　所：

企　業：

代表者：　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　（以下、構成企業数に応じて適宜追記してください）